

米原市指定給水装置工事事業者の登録に関する
各種申請方法のご案内について

米原市 上下水道課
令和7年1月

目 次

1	申請書類の提出方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	新規登録の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 ～ 4
3	更新の申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 ～ 5
4	指定事項の変更の届け出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 ～ 6
5	主任技術者の選任、解任の届け出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 ～ 7
6	廃止、休止、再開の届け出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7 ～ 8
7	米原市指定給水装置工事事業者証の再交付の届け出について・・・・・・・・・・	P 8
8	指定更新時確認事項書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
9	申請書および各届け出の記入例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9 ～ 19

1 申請書類の提出方法について

指定工事店に関する申請や届出は、下記の上下水道課の窓口、郵送で受付可能です。

提出先：米原市役所 山東支所 2 階 まち整備部上下水道課 窓口
〒521-0292 滋賀県米原市長岡1206番地 TEL：0749-53-5173
受付時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

・郵送の場合の注意点

次の（１）、（２）の郵送申請については、申請書類に加えて返信用封筒を同封いただく必要がありますので、遺漏なくご準備ください。郵送された申請書類に不備があった場合は、再度郵送していただくこととなりますのでご注意ください。また、万一不備があった場合は連絡しますので、その確認用として申請書のコピーを保管願います。

（１）新規および更新申請を郵送される場合

新規および更新申請を郵送される場合、申請書類に加えて手数料の納付書を送付するための返信用封筒を次の要領で作成し同封してください。なお、申請書類を郵送される際は、できるだけ郵送物の引き受け状況が確認できる特定記録郵便等をご利用ください。

・返信用封筒の作成要領

- ① 長形 3 号封筒（縦235mm、横120mm）に110円切手を貼ってください。
- ② ①の封筒に返送先の住所および事業者名を記入してください。

納付書を受け取られましたら、**15日以内**に下記の取扱金融機関等へお持ち込みの上、お支払いください。審査は入金確認後に開始しますが、入金確認に時間がかかるため、お支払い後の納付書の控えを本課までFAX(0749-53-5179)にて報告してください。審査完了後、指定証を郵送します。

取扱金融機関等：滋賀銀行、レーク伊吹農協、関西みらい銀行、長浜信用金庫、大垣共立銀行、米原市役所本庁舎会計室、山東支所・伊吹・近江市民自治センターの各窓口

（２）変更の届出、指定証再交付申請を郵送される場合

指定証の記載事項（住所、名称、氏名）に係る変更届、再交付申請を郵送される場合は、申請書類に加えて指定証を返信するための返信用封筒を次の要領で作成し同封してください。

・返信用封筒の作成要領

- ① 角型 2 号封筒（縦332mm、横240mm）に140円切手を貼ってください。
- ② ①の封筒に返送先の住所および事業者名を記入してください。

2 新規登録の申請について

水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施工しようとする場合は、水道事業者から指定を受けていないと工事を行うことができません。

指定にあつては、その基準に適合している場合は指定を受けることができますので、新規登録を希望される方は、下記の書類を提出してください。

(1) 申請に必要な書類

個人	法人	提出書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書（新規・更新）（様式第1号）	表面・裏面とも記入
○	○	機械器具調書（別表）	各種別に最低1項目以上記入
○	○	誓約書（様式第2号）	
○	—	住民票（原本・個人番号非表示のもの）	発行日から3か月以内のもの
—	○	登記簿謄本（原本）	発行日から3か月以内のもの
—	○	定款または寄付行為の写し	直近のもの
○	○	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第6号）	
○	○	選任される主任技術者の免状または技術者証の写し	
○	○	事業所の位置図および外観の写真	
○	○	指定更新時確認事項書	

(2) 指定手数料

10,000円（米原市水道事業給水条例第35条）

＊指定手数料を納付後に審査を開始します。

(3) 指定の基準

1 主任技術者がいること

2 国土交通省令で定める次の機械器具を有する者であること

- ・ 管の切断器具（金切りのこ等）
- ・ 管の加工器具（やすり、パイプねじ切り器具等）
- ・ 管の接合器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
- ・ 水圧テストポンプ

3 次のいずれにも該当しないこと

- ・心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができないものとして国土交通省令で定める者
- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ・指定給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ・その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- ・法人の場合は、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者がある者

3 更新の申請について

水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和元年10月1日より、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、指定給水装置工事事業者制度に更新制を導入します。

この改正により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となり、有効期間内での更新手続きが必要になり、期間内に手続きを行わなければ、指定の効力を失います。

(1) 申請に必要な書類

個人	法人	提出書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書（新規・更新）（様式第1号）	表面・裏面とも記入
○	○	機械器具調書（別表）	各種別に最低1項目以上記入
○	○	誓約書（様式第2号）	
○	—	住民票（原本・個人番号非表示）	発行日から3か月以内のもの
—	○	登記簿謄本（原本）	発行日から3か月以内のもの
—	○	定款または寄付行為の写し	直近のもの
○	○	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第6号）	
○	○	選任される主任技術者の免状または技術者証の写し	
○	○	事業所の位置図および外観の写真	
○	○	指定更新時確認事項書	
○	○	交付している旧指定給水装置工事事業者証	

(2) 更新手数料

8,000円(米原市水道事業給水条例第35条)

＊更新手数料を納付後に審査を開始します。

(3) 指定の基準

新規の指定時と同様です。

(4) 注意事項

有効期限内に更新手続きをされない場合、指定の失効となり、引き続き本市給水区域内で給水装置工事を施工される場合は、新規申請が必要となります。

4 指定事項の変更の届け出について

指定工事事業者は、「事業所の名称および所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき、または給水装置工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届出なければならない」と定められています。変更が生じた際は、届け出期限までに書類を提出してください。

(1) 届け出に必要な書類

1 代表者の氏名または名称を変更した場合

個人	法人	提出書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第4号)	
○	○	誓約書(様式第2号)	
○	—	住民票(原本・個人番号非表示)	発行日から3か月以内のもの
—	○	登記簿謄本(原本)	発行日から3か月以内のもの
—	○	定款または寄付行為の写し	直近のもの
○	○	交付している旧指定給水装置工事事業者証	

＊個人事業主の方で代表者が交代する場合は、P6の(3)注意事項のとおり、一旦「廃止届」を提出の上、改めて新規申請を行ってください。

2 住所を変更した場合

個人	法人	提出書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第4号）	
○	—	住民票（原本・個人番号非表示）	発行日から3か月以内のもの
—	○	登記簿謄本（原本）	発行日から3か月以内のもの
—	○	定款または寄付行為の写し	直近のもの
○	○	事業所の位置図および外観の写真	
○	○	交付している旧指定給水装置工事事業者証	

3 役員を変更した場合

個人	法人	提出書類	備考
—	○	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第4号）	
—	○	誓約書（様式第2号）	
—	○	登記簿謄本（原本）	発行日から3か月以内のもの

（2）変更の届け出期限について

当該変更のあった日から **30 日以内**

（3）注意事項

法人、個人に係らず事業者の継承（個人の相続に係ること、個人から法人への移行、法人から個人への移行、法人相互の営業譲渡など）は、**変更届では受付できません**。この場合は、一旦「廃止届」を提出の上、改めて新規申請を行ってください。

なお、有限会社から株式会社への組織変更の場合は、同一法人として取り扱いますので、「代表者の氏名または名称を変更した場合」を参考に申請してください。

変更年月日は変更事項の生じた日を記入してください。

5 主任技術者の選任、解任の届け出について

指定工事事業者は、「給水装置工事主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定められています。

追加して選任、あるいは解任したときは、遅滞なく書類を提出してください。

(1) 届け出に必要な書類

個人	法人	提出書類	備考
○	○	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第6号)	
○	○	選任される主任技術者の免状または技術者 証の写し	解任時は添付不要

(2) 変更の届け出期限について

選任した技術者を解任したときは、遅滞なく届け出てください。

主任技術者を追加して選任するときは、遅滞なく届け出てください。

(3) 注意事項

主任技術者が欠けるに至った場合は、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任するか、新たに選任できない場合は、廃止および休止の届け出を行っていないと「指定の取消し」要件となりますのでご注意ください。

6 廃止・休止・再開の届け出について

指定工事事業者は、「給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。」と定められています。

廃止、休止、再開される際は、届出期限までに書類を提出してください。

(1) 届け出に必要な書類

個人	法人	提出書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者廃止/休止/再開届出書(様式第5号)	
○	○	交付している旧指定給水装置工事事業者証	廃止、休止のみ提出

(2) 廃止、休止、再開の届け出期限について

1 廃止の届け出(事業を廃止したとき)は、事業を廃止した日から30日以内

2 休止の届け出(事業を休止したとき)は、事業を休止した日から30日以内

3 再開の届け出(事業を再開したとき)は、事業を再開した日から10日以内

*再開の際は、休止の際に預かった指定給水装置工事事業者証をご返却します。

(3) 注意事項

- 1 廃止後に給水区域内で給水装置工事の事業を行う場合は、改めて新規申請を行ってください。

7 指定給水装置工事事業者証の再交付の届け出について

指定工事事業者は、指定給水装置工事事業者証を紛失、汚損、損傷した場合は、再交付を受けることができます。

(1) 届け出に必要な書類

個人	法人	提出書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者再交付申請書(様式第3号)	
○	○	交付している旧指定給水装置工事事業者証	汚損、損傷した事業者証があれば添付してください。

8 指定更新時確認事項書について

指定更新時確認事項書について、水道法第25条の8および水道法施行規則第36条で定めた給水装置工事事業者の運営に関する基準に従って、適正に給水装置工事の事業が運営されているか下記の4項目を確認します。

- 1 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- 2 指定給水装置工事事業者の業務内容
- 3 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 4 適切に作業をおこなうことができる技能を有する者の従事状況

なお、2 指定給水装置工事事業者の業務内容に関して、水道法第24条の2および水道法施行規則第17条の5に従い、業務内容の公表を可とする指定給水装置工事事業者に限り、本市公式ウェブサイト上にて業務内容を掲載する等、水道利用者が指定給水装置工事事業者を選択する際に有用となるような情報提供を実施していますのでご協力いただきますようお願い申し上げます。

9 記 入 例

様式第1号(第4条関係)

(表)

指定給水装置工事事業者指定申請書(新規・更新)

米原市長 ○○ ○○ 様

提出日を記入してください。

年 月 日

住民票・登記簿謄本等のとおり
に記入してください。

申請者 氏名または名称 米原水道株式会社
住 所 ○○市○○町○○番地
代表者氏名 代表取締役 米原 太郎
T E L ○○○○-○○-○○○○

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定(新規・更新)を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役またはこれに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 マイバラ 米原 タロウ 太郎 取締役 マイバラ 米原 ハナコ 花子 監査役 マイバラ 米原 イチロウ 一郎	
代表取締役から監査役までのすべての役員名を記入してください。 (法人のみで個人事業主の方は記載不要です。)	
事業の範囲	
機械器具の名称、性能および数	別表のとおり

法人の方は登記簿謄本の目的欄等を参考
に記入してください。

個人の方は所得税の確定申告書類等を
参考に記入してください。

例：管工事業、給排水設備工事業等

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

実際に事業を行おうとする事業所の
名称・所在地を記入してください。

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	米原水道株式会社
上 記 事 業 所 の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地
上記事業所で選任されることとなる給水装 置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
マイバラ 米原 太郎	第〇〇〇〇〇〇〇〇号

「給水装置工事主任技術者免状」または、
「給水装置工事主任技術者証」を参考に記
入してください。
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
も同一になります。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う 事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装 置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

上記以外にも事業を行いたい営業所・支店
がある場合は、この欄に記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表

機械器具調書

年 月 日 現在

種 別	名 称	形 式 、 性 能	数 量	備 考
管の切断用	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	RB-80-CV	1	
	パイプ万力		1	
	バリ取り工具		1	
管の加工用	パイプベンダー	1/2～11/4インチ	2	
	やすり	中目	5	
	パイプねじ切り器	N-100A	2	
管接合用	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13～100mm	1	
	スパナ		3	
	電気ヒーター		1	
水圧テストポンプ	テストポンプ	T-50K-P	1	
上記は記入例になりますが、 各種別に最低各 1 項目以上を記入してください。				

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別に記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2号(第4条、第7条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者およびその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

氏名または名称 米原水道株式会社

住 所 ○○市○○町○○番地

代表者氏名 代表取締役 米原 太郎

米原市長 ○○ ○○ 様

申請者は様式第1号の申請書と同じ内容を記入してください。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者選任・~~解任~~届出書

米原市長 ○○ ○○

選任・解任のどちらかを
二重線で消してください。
下記3箇所も同様に
消してください。

届出者 米原水道株式会社

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
~~解任~~の届出
をします。

給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	米原水道株式会社	
上記事業所で選任・ 解任 する 給水装置工事主任技術者の 氏名	給水装置工事主任技術者免 状の交付番号	選任・ 解任 の年月日
米原 太郎	第○○○○○○○○○号	○○○○年○○月○○日
新規・更新の場合は、様式第1号 裏面の申請書と同じ内容を記入 し、年月日は提出日としてくださ い。		

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第4号(第7条関係)

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

米原市長 〇〇 〇〇 様

年 月 日

届出者 米原水道株式会社

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名または名称	マイバラスイドウカブシキガイシャ 米原水道株式会社		
住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 マイバラ タロウ 米原 太郎		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
代表取締役の変更	マイバラ タロウ 米原 太郎	マイバラ ハナコ 米原 花子	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
監査役の退任	マイバラ イチロウ 米原 一郎	—	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
監査役の就任	—	マイバラ ジロウ 米原 二郎	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
住所の変更	〇〇市〇〇町〇〇 番地	〇〇市〇〇町〇〇 番地	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
変更内容に応じて記入してください。 なお、変更年月日については、変更 事項の生じた日を記入してください。			

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第5号(第7条関係)

指定給水装置工事事業者

廃止
~~休止~~ 届出書
~~再開~~

申請内容に応じて、不要な項目を二重線で消してください。下記も同様に消してください。

米原市長 〇〇 〇〇 様

年 月 日

届出者 米原水道株式会社

水道法第25条の7の規定に基づき、給水装置工事の事業の 廃止
~~休止~~ の届出をします。
~~再開~~

フリガナ 氏名または名称	マイバラスイドウカブシキガイシャ 米原水道株式会社
住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 マイバラ タロウ 米原 太郎
(廃止・ 休止 ・ 再開)の年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
(廃止・ 休止 ・ 再開)の理由	廃業のため

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者証再交付申請書

米原市長 ○○ ○○ 様

年 月 日

申請者

氏名または名称 米原水道株式会社

住 所 ○○市○○町○○番地

代表者氏名 代表取締役 米原太郎

米原市水道事業指定給水装置工事事業者規程第6条第4項の規定により、米原市指定給水装置工事事業者証の再交付を受けたいので申請します。

1 申請の理由 紛失のため

2 指定番号 第○○○号

3 指定年月日 ○○○○年○○月○○日

4 その他

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。